

報道提供資料

令和8年2月27日

大阪府後期高齢者医療広域連合

資格管理課長

電話：06-4790-2028

報道機関各位

大阪府後期高齢者医療保険における  
令和8年度及び令和9年度の保険料率について

後期高齢者医療制度における保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、2年ごとに改定する仕組みとなっており、大阪府後期高齢者医療広域連合においては、令和8年度及び令和9年度の保険料率について、令和8年2月27日開催の広域連合議会において議決されましたので、情報提供させていただきます。

1 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額（医療分）の保険料率

	改定後	現 行	増減額等
被保険者均等割額 (年額)	64,931円	57,172円	7,759円
所得割率	11.51%	11.75%	▲0.24%
賦課限度額	85万円	80万円	5万円

2 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）の保険料率

	改定後	現 行	増減額等
被保険者均等割額 (年額)	1,373円		1,373円
所得割率	0.24%		0.24%
賦課限度額	21,000円		21,000円

(注) 子ども分の保険料率は、子ども・子育て支援制度が段階的に構築されることから、令和8年度から令和10年度までの3年間、毎年度保険料率が変わります。

【参考】

軽減後の一人当たり平均保険料

今 回 : 年額 110,412円

(医療分108,119円、子ども分2,293円)

前 回 : 年額 95,666円

(令和5年度算定時) 増減額 14,746円

伸び率 15.41%

### 3 保険料算定経過

- ・医療分は高齢者負担率の増加、出産育児支援金の経過措置終了、医療給付費の動向、診療報酬改定等を加味し、令和8年度及び令和9年度に保険者が負担すべき医療費（医療給付費）総額を慎重に精査して、保険料を賦課すべき総額を算定するとともに、令和7年度の財政収支状況から見込まれる剰余金の160億円を2か年度で充当することで、保険料の増加抑制に努めました。
- ・また、7割軽減対象者に対する更なる軽減措置として、令和8年度及び令和9年度の医療分の被保険者均等割額について、7.2割軽減を実施します。
- ・子ども分は全国の後期高齢者医療広域連合が納める支援納付金の総額をもとに、保険料を賦課すべき総額を算定しています。

#### 【参考資料】

##### ○ 後期高齢者医療制度の概要と保険料

- ・後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とする医療制度として、平成20年4月から施行されました。
- ・後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しくご負担いただく「被保険者均等割額」と、所得に応じてご負担いただく「所得割額」で構成され、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。
- ・所得の低い方等には、以下の保険料軽減措置が現在適用されています。
  - ① 被保険者均等割額の軽減措置  
世帯の所得水準に応じ、7割（7.2割）・5割・2割軽減。
  - ② 会社の健康保険などの被扶養者であった方（元被扶養者）の軽減措置  
当面の間、所得割額を賦課しない。  
均等割額は資格取得後2年間5割軽減。

##### ○ 所得階層別の年間保険料算定例

- ・別紙のとおり（単身世帯及び夫婦二世帯、収入は年金のみの場合）。
- ・上段の表が現行、下段の表は令和8年度及び令和9年度の保険料。

##### ○ これまでの保険料率

	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度
被保険者均等割額	47,415円	49,036円	51,828円	52,607円	51,649円
所得割率	8.68%	9.34%	10.17%	10.41%	10.41%
賦課(最高)限度額	50万円	50万円	55万円	57万円	57万円
	平成30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度	令和6・7年度	
被保険者均等割額	51,491円	54,111円	54,461円	57,172円	
所得割率	9.90%	10.52%	11.12%	11.75%	
賦課(最高)限度額	62万円	64万円	66万円	80万円	

##### ○ 大阪府後期高齢者医療広域連合

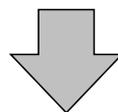
- ・府内43市町村で構成
- ・令和8年1月末の被保険者数：1,357,366人
- ・事務所：大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階

## (参考)年間保険料額

単身世帯(収入は年金のみ)の場合

令和6・7年度

被保険者均等割額=57,172円 所得割率=11.75%						
年金収入額		153万円	168万円	198万5千円	224万円	300万円
所得額	公的年金等控除額 (110万円)	43万円	58万円	88万5千円	114万円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	基礎控除額 (43万円)	0円	15万円	45万5千円	71万円	147万円
被保険者均等割額 の軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減	
所得割額 ①		0円	17,625円	53,462円	83,425円	172,725円
軽減後の被保険者 均等割額 ②		17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
保険料総額(円) ①+②		17,151円	34,776円	82,048円	129,162円	229,897円



令和8・9年度

(医療分)被保険者均等割額=64,931円 所得割率=11.51%						
(子ども分)被保険者均等割額=1,373円 所得割率=0.24%						
年金収入額		153万円	168万円	198万5千円	224万円	300万円
所得額	公的年金等控除額 (110万円)	43万円	58万円	88万5千円	114万円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	基礎控除額 (43万円)	0円	15万円	45万5千円	71万円	147万円
被保険者均等割額 の軽減割合		7割軽減(※1)		5割軽減	2割軽減	
医療分	所得割額 ①	0円	17,265円	52,370円	81,721円	169,197円
	軽減後の被保険者 均等割額 ②	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円	64,931円
子ども分 (※2)	所得割額 ③	0円	360円	1,092円	1,704円	3,528円
	軽減後の被保険者 均等割額 ④	411円	411円	686円	1,098円	1,373円
保険料総額(円) ①+②+③+④		18,591円	36,216円	86,613円	136,467円	239,029円
増加額	年額	1,440円	1,440円	4,565円	7,305円	9,132円
	(1月当たり)	120円	120円	380円	609円	761円

(※1) 特例措置により、医療分についての軽減割合は7.2割軽減となります。

(※2) 子ども分の料率及び算出保険料額は令和8年度の数値です。

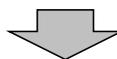
## 後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

令和6・7年度

被保険者均等割額=57,172円 所得割率=11.75%

●妻の年金収入額83万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	229万円	280万円	300万円
	妻	83万円	83万円	83万円	83万円	83万円
所得額	夫	43万円	58万円	119万円	170万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	76万円	127万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減	
所得割額 ①	夫	0円	17,625円	89,300円	149,225円	172,725円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
保険料総額(円) ①+②	夫	17,151円	34,776円	117,886円	194,962円	229,897円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
	合計	34,302円	51,927円	146,472円	240,699円	287,069円



令和8・9年度

(医療分)被保険者均等割額=64,931円 所得割率=11.51%  
(子ども分)被保険者均等割額=1,373円 所得割率=0.24%

●妻の年金収入額83万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	229万円	280万円	300万円	
	妻	83万円	83万円	83万円	83万円	83万円	
所得額	夫	43万円	58万円	119万円	170万円	190万円	
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	76万円	127万円	147万円	
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	
被保険者均等割額の軽減割合		7割軽減(※1)		5割軽減	2割軽減		
医療分	所得割額 ①	夫	0円	17,265円	87,476円	146,177円	169,197円
	軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円	64,931円
子ども分 (※2)	所得割額 ③	夫	0円	360円	1,824円	3,048円	3,528円
	軽減後の被保険者 均等割額 ④	夫	411円	411円	686円	1,098円	1,373円
	妻	411円	411円	686円	1,098円	1,373円	
保険料総額(円) ①+②+③+④	夫	18,591円	36,216円	122,451円	202,267円	239,029円	
	妻	18,591円	18,591円	33,151円	53,042円	66,304円	
	合計	37,182円	54,807円	155,602円	255,309円	305,333円	
増加額	年額	2,880円	2,880円	9,130円	14,610円	18,264円	
	(1月当たり)	(240円)	(240円)	(761円)	(1,218円)	(1,522円)	

(※1) 特例措置により、医療分についての軽減割合は7.2割軽減となります。

(※2) 子ども分の料率及び算出保険料額は令和8年度の数値です。